

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令に基づくもの)

許認可等の名称	火薬庫を所有又は占有しないことに対する許可
根拠法令・条項	火薬類取締法 第13条ただし書き
所管課	予防部 危険物保安課
審査基準	<p>法第13条ただし書きの規定による火薬庫を所有又は占有しないことに対する許可については、同条ただし書及び平成10年3月31日平成10・03・30立局第1号に該当していることを許可の基準とする。</p>
標準処理期間	15日
標準処理期間を設定できない 場合の理由	